令和３年９月２８日

宮田村内企業　各位

宮田村内個人事業主　各位

宮田村長　　　　小田切　康彦

宮田村商工会長　鷹野　力

「みやだ村元気１０倍商品券（仮称）」発行に係る取扱事業所の募集について

秋色の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、宮田村では、この度の新型コロナウイルスによる景況の悪化を受け、村民を対象としたプレミアム付き商品券の第２弾を発行することとしました。

今回の商品券は商工会員だけでなく個人事業主も含め多くの事業者の皆さんにご協力いただきたいと存じます。

つきましては、下記によりこの事業における取扱事業所を募集しますので期日までにお申し込みをお願いします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １.内　　容 | ・１セット10,000円まで使用可能なプレミアム商品券（プレミアム率900％）を1,000円で販売します。※1世帯2セットまで購入可能。・全店共通券(3,000円分)＋店舗限定商品券(7,000円)＝10,000円分(すべて1,000円券)の2種類を7,000セット発行予定です。全店共通券・・・宮田村にお店や事業所がある全登録事業所・店舗対象　※店舗限定商品券事業者も含む。店舗限定商品券・・・宮田村に主たる本店を構え、お店も宮田村にある登録店舗・事業所を対象 |
| ２.使用期間 | ・令和3年11月21日～令和4年2月20日 |
| ３.登録が可能な事業所 | ・株式、有限、合資、合名、合同、税理士法人、社会福祉法人、一般社団法人、協同組合、企業組合、開業届や決算の届出をしている個人事業主、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者でないこと。・宮田村暴力団排除条例(平成24年宮田村条例第1号)に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと |
| ４.登録料及び手数料 | ・無料 |
| ５.注意事項 | ・取扱いができない商品やサービスとして金券や切手、はがき、図書券、ビール券、収入印紙、電子マネー、プリペイドカードのような別のお金として利用できるものは取扱いができません。また、通信販売の支払いや公共料金の支払いや調剤の支払いについても取扱いができませんのでご注意ください。 |
| ６.お申込期限 | ・**令和3年10月18日（月）** |
| ７.お申込方法 | ・期日までに別紙申込書（村、商工会HPにワード様式添付）へ必要事項をご記入の上、宮田村商工会へお申し込みください。※前回作成しました取扱い店舗PR冊子は今回作成しませんのでご了承ください。 |
| ８.その他 | **・取扱い方法等については、11月２日（火）１４時からと１７時からの2部制に分け宮田村民会館にて説明会を行います。別紙取扱店申込書と併せて出欠席についてもお聞きしたいと思います**のでよろしくお願いします。 |

「みやだ村元気１０倍商品券（仮称）」　取扱申込書

　　　　　　　　申込事業所名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

|  |
| --- |
| **【登録店情報】** |
| 登録店舗名 |  | 登録店舗住所 | 宮田村 |
| 登録店地区名※該当区へ☑をお願いします | □町1区　□町2区　□町3区　□北割区　□南割区　□中越区□つつじが丘区　□大原区　□大久保区　□新田区　□大田切区 |
| 登録店お問い合わせ先電話番号 |  |
| 具体的な取扱商品（サービス名） |  |
|  |
| **【担当者等情報】** |
| 本社住所 |  |
| 担当者氏名 |  | 担当者電話番号 |  |
| 各種書類の送付先住所 |  | 各種書類のFAX番号またはﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |
| １１/２説明会出欠該当箇所へ☑をお願いします⇒ | * 14時説明会へ出席　□17時説明会出席　□出席できません
 |
|  |
| **【お振込み先口座情報】** |
| お振込先金融機関※該当箇所へ☑をお願いします | □八十二銀行　　□アルプス中央信金　□JA上伊那 |
| 支店（支所）名 | 支店（支所） | 口座種類どちらかに〇印をお願いします⇒ | 当座　・　普通 |
| 口座番号 |  | 口座名義 |  |

※複数登録店舗がある場合はお手数ですが複写にてお使いください。

※上記必要事項をご記入の上、**１０月１８日（月）までに宮田村商工会へ**お申込みください。

とりまとめ先　宮田村商工会　　電　話：８５－２２１３ / ＦＡＸ：８５－４９１６

E－Mail：miya@miyada.or.jp